

○ 5歳児30人学級の導入に伴う増加費用（試算）

1 現状【生駒・南幼稚園以外の6園】

- ① 例規上の規定
生駒市幼稚園規則第2条(学級の幼児数) 学級の幼児数は、35人以下を原則とする。
- ② 現状の定員と園児数
別紙「公立幼稚園クラス定員状況」、「平成30年度 幼稚園 学級数園児数一覧表」参照

2 5歳児30人学級の導入に伴う変更内容【生駒・南幼稚園以外の6園】

- 5歳児クラスが30人学級となった場合、現在の5歳児のクラス数が変更となる園は、現時点においては「生駒台幼稚園(5歳児・66名)」と「あすか野幼稚園(5歳児・63名)」の2園のみ。
- 5歳児クラスが30人学級となった場合、現在の4歳児のクラスのまま5歳児に移行してクラス数が変更となる園は、現時点においてはない。(現在の4歳児クラスで60名を超えている園はない。)

3 5歳児30人学級の導入に伴う費用（試算）

※ 現在、正規職員か常勤(8時間)勤務者がクラス担任を担当しているので、現時点と同様に2園で必要との前提で、常勤(8時間)勤務者の給与形態をもとに試算

○ 月額

$$189,200 \times 11 \times 2 + 15,000 \times 11 \times 2 = \boxed{4,492,400} \alpha$$

月給単価(円) (か月) (園・各1名) 通勤手当(円) (か月) (園・各1名) (円)

○ 賞与(期末手当) 夏・冬ともにおおむね1か月分を支給

$$200,000 \times 2 \times 2 = \boxed{800,000} \beta$$

支給基礎額(円) (回) (園・各1名) (円)

○ 法定福利費(社保・雇保事業主負担額)等

$$35,000 \times 11 \times 2 = \boxed{770,000} \gamma$$

負担額等(円) (か月) (園・各1名) (円)

$$\alpha + \beta + \gamma = \boxed{6,062,400}$$

(円)